

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第35回） 議事概要（案）**

1 日 時

平成25年5月15日（水） 16時30分～18時00分

2 場 所

総務省11階 共用1101会議室

3 議 題

- （1）前回議事概要の確認について
- （2）「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討開始について
- （3）V-Highマルチメディア放送の非再生中継局等の安全・信頼性に関する技術的条件の見直しについて
- （4）その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、相澤（国立情報学研究所）、浅見（CATV技術協会）、伊丹（東京理科大学）、関根（明治大学）、丹（北陸先端科学技術大学院大学）、野田（日本ケーブルラボ）、松井（電波産業会）、村山（岩手県立大学）、山田（関西学院大学）

【事務局】野崎、山野、向井、和田、波間（情報流通行政局放送技術課）

5 配付資料

- 資料35-1 放送システム委員会（第34回）議事概要（案）
- 資料35-2 「放送システムに関する技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討開始について（案）
- 資料35-3 超高精細度テレビジョン放送に関する動向
- 資料35-4 「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討の進め方（案）
- 資料35-5 V-Highマルチメディア放送の非再生中継局等の安全・信頼性に関する技術的条件の見直しについて

参考資料1 諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」諮問書

参考資料2 情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会 運営方針

6 議事概要

議事次第に沿って調査検討を行った。議事概要は以下のとおり。

(1) 前回議事録の確認について

放送システム委員会（第34回）議事概要（案）について確認を行い、修正の意見等があれば5月22日（水）までに事務局に連絡すること、その後の修正については主査に一任することが了承された。

(2) 「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」の検討開始について

事務局より、資料35-2～4に基づき説明があり、主に以下の質疑が行われた。

- 超高精細度テレビジョン放送において、「4K、8K」という略称が使われている。千を意味する単位であれば小文字の「k」が適当と考えられるが、これらはどこかで定義された呼称なのか。（都竹主査代理）
- 総務省等、国内の公的な機関において法的に定義された呼称ではないものと認識しており、一般的に、通称として広く用いられているものと考えている。（事務局）
- 水平方向の画素数が4096のデジタルシネマにおいても4Kと呼称していたが、いずれにせよ、正式には「超高精細度テレビジョン放送」ということではないか。（伊東主査）
- 当面の伝送路として衛星を中心に想定しているようだが、来年の3月末までに、地上波、CATV等を含め、どこまでの検討を予定しているのか。（浅見専門委員）
- 現時点では、地上波は周波数帯域等の制約もありハードルが高く、ロードマップにおいても、当面の伝送路として衛星やCATV等が検討されている。衛星放送に関する技術的条件の検討が中心となるものとするが、再放送サービスを行うCATVについては衛星放送の技術的条件等を考慮する必要がある。（事務局）
- 来年3月の一部答申に向けては、衛星基幹放送を中心に、衛星一般放送にも触れることになるのではないか。放送サービスの高度化に関する検討会においては、CATVやIPTVも当面の伝送路として検討されており、今後、CATVに関する技術的条件の検討も必要になるものと考えている。（伊東主査）
- 2014年のワールドカップまでに環境整備を行うためには、それまでに技術基準等の制度整備までを想定しているのか。日程的に間に合うのか。（松井専門委員）
- 本放送のためには、技術基準の策定に加え、より詳細な民間標準規格や運用規定が必要であり、受信機等の開発・製造にも時間が必要であることから、2014年の夏頃までには、今回検討を行う技術的条件の受信機等への適用は間に合わないことも想定される。その場合、現実的な代替案も想定されるのではないかと考えている。（事務局）

- 2014年に試験的な放送サービスが行われると言われているが、そのことと、当委員会での技術的条件の検討については、切り離して考えた方が良いものと考えている。
(伊東主査)

検討の結果、超高精細度テレビジョン放送システム作業班を設置し、伊丹専門委員が作業班主任に指名され、調査・検討を進めることとなった。

また、「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」について関係者から意見聴取を行うこととし、申し出があれば、次回委員会において意見陳述の機会を設けることとなった。

(3) V-Highマルチメディア放送の非再生中継局等の安全・信頼性に関する技術的条件の見直しについて

事務局より、資料35-5に基づき説明があり、主に以下の質疑が行われた。

- そのエリアの対象者数に応じて技術的基準を定めるべきではないか。さらに、技術基準を決めなくとも運用で対応できるのではないか。(野田専門委員)
- 移動体受信のため、時間帯によってユーザ数の増減があり、エリアのユーザ数を正確に把握することは難しいのではないか。(伊東主査)

- 情報セキュリティの場合、どの程度の脅威があるかに応じて対策を講じているが、放送の場合は、何が脅威に該当するのか。(村山専門委員)

- 放送の安全・信頼性基準においては、放送停止事故を脅威と捉えており、放送停止に至る原因としては、機器故障等の事故や人為的なミス等がある。地震等の災害時には被害が甚大になることが想定されるが、そのような被害にも耐えられ、また、放送停止した場合には早期復旧できるように、設備の二重化や予備電源の設置等の対策を求めているところ。

なお、放送法では重大な事故について規定しており、例えば地デジ等の親局については、15分以上放送が停止した場合、重大な放送停止事故に該当する。詳細な報告や立入検査による再発防止策の徹底等、厳しい対応を求めている。(事務局)

- そのような基準の対象は、世帯数で決めているのか。(村山専門委員)
- 重大な事故に該当する対象の区分は、放送の停止による影響の大きさを考慮して、例えば親局であるかプラン局であるか等で定めているものであるが、おおよそカバーエリア内の世帯数に比例する関係にあると考えられる。(事務局)
- 安全・信頼性基準には様々な規定があり、例えば耐震対策については、親局では、通常想定される規模の地震を上回る大規模な地震を考慮した対策をとるよう求めている。(伊東主査)

- マルチメディア放送については、世帯数を数えることに馴染むのかという点が疑問。同じ場所でも、ある時は受信できたり、できなかったりということもある。他の放送と同じような考え方で基準を規定することは合わないのではないか。（丹専門委員）
- 2014年度までに90%の世帯カバー率の達成に向けて置局を進めているようだが、そのときに大規模局の技術基準だけでは厳しいのではないかと、というのが今回の認識である。（伊東主査）
- 非再生中継局は、大規模な局でカバーできないような、最下層のところをカバーする補完的な利用が中心と考えられる。それに対して、影響規模の大きい親局クラスの基準を適用してしまうと、ユーザにコスト的負担が返っていったってしまうことも考えられる。（事務局）
- 緩和の方向性については賛成であるが、今回の技術的条件の見直しで追いつかない場合には、さらに技術基準を緩和しても良いのではないかと。（丹専門委員）
- ユーザの受信環境の改善という要望もあり、様々なバリエーションの置局も考えられることから、新たな局の形態に応じて緩和が必要であれば検討していきたい。（事務局）
- 地上デジタル放送のギャップフィラーの空中線電力は50mW以下であったと思うが、マルチメディア放送では、周波数を使用しているのが1社であるため、50Wの出力を認めているということか。（浅見専門委員）
- マルチメディア放送に利用している周波数は全国で1社に独占的に割り当てており、混信問題も自社で調整が可能であることなど無線局の管理が自ら確実にできることを考慮して、地デジとは安全・信頼性基準の出力の境界が異なっていると考えている。（事務局）

検討の結果、本技術的条件の見直しについて了承し、本件は比較的軽微な変更であることから、今後、総務省において技術基準の改正案の作成、意見募集の実施、電波監理審議会への諮問等、必要な手続きを進めることとなった。

（４）その他

事務局より、次回の放送システム委員会は6月11日（火）に開催予定である旨説明があった。

以上